

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育てに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、子ども・子育てに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和7年11月26日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育てに関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、子ども及びその保護者が子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助、関係機関との連絡調整、子どものための教育・保育給付に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請、当該申請に係る事実についての審査及びその応答②子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理③子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更申請、当該変更申請に係る事実についての審査及びその応答④子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に関する事実についての審査及びその応答⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに関する事実についての審査及びその応答⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請及びその応答⑦保育園入所(変更)申込、退所届に係る事実についての審査及びその応答
③システムの名称	子ども・子育てシステム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項及び別表の127の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第五号)第68条の第6号、第7号、第8号、大9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠></p> <p>番号法第19条第8号 別表の第一欄(情報紹介者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「子ども子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの」が含まれる項(155の項)</p> <p><情報提供の根拠></p> <p>情報提供なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 田原市役所 総務部 総務課
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1
電話 0531-23-3506

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 田原市役所 こども健康部 子育て支援課
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1
電話 0531-23-3513

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕</p> <p>〔 1,000人未満 〕</p> <p>〔 1万人以上10万人未満 〕</p> <p>〔 10万人以上30万人未満 〕</p> <p>〔 30万人以上 〕</p>
いつ時点の計数か	令和7年9月11日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>〔 500人以上 〕</p> <p>〔 500人未満 〕</p>
いつ時点の計数か	令和7年9月11日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>〔 発生あり 〕</p> <p>〔 発生なし 〕</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手)	[○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査] [<input type="checkbox"/> 外部監査]
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務処理マニュアルの徹底及び窓口業務の安定的運用により、単純な事務ミスによる特定個人情報の漏えいを防止する対策を講じていることから十分であると考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	児童手当システム、福祉共通システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	児童手当システム、福祉共通システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、電子申請システム、AI-OCR	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 2. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の94項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第五号)第68条	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 第13、116項 <情報提供の根拠> 情報提供なし	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 第116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二命令」という。)第59条の2 <情報提供の根拠> 情報提供なし	事後	
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I-1-③システムの名称	児童手当システム、福祉共通システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、電子申請システム	子ども・子育てシステム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバ、あいち電子申請届出システム	事前	システムの更新に係る再実施による
令和3年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	I-1-③システムの名称	子ども・子育てシステム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバ、あいち電子申請届出システム	子ども・子育てシステム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバ、あいち電子申請届出システム、AI-OCR	事前	
令和7年11月26日	I-1-②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子ども及びその保護者が子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助、関係機関との連絡調整、子どものための教育・保育給付に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請、当該申請に係る事実についての審査及びその応答 ②子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理 ③子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更申請、当該変更申請に係る事実についての審査及びその応答 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に関する事実についての審査及びその応答 ⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに関する事実についての審査及びその応答 ⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請及びその応答 ⑦保育園入所(変更)申込、退所届に係る事実についての審査及びその応答	子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、子ども及びその保護者が子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助、関係機関との連絡調整、子どものための教育・保育給付に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請、当該申請に係る事実についての審査及びその応答 ②子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理 ③子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更申請、当該変更申請に係る事実についての審査及びその応答 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に関する事実についての審査及びその応答 ⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに関する事実についての審査及びその応答 ⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請及びその応答 ⑦保育園入所(変更)申込、退所届に係る事実についての審査及びその応答	事後	
令和7年11月26日	I-1-③システムの名称	子ども・子育てシステム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバ、あいち電子申請届出システム、AI-OCR	子ども・子育てシステム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和7年11月26日	I-3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第五号)第68条	・番号法第9条第1項及び別表の127の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第五号)第68条の第6号、第7号、第8号、大9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月26日	I－4－②法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の127の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第五号)第68条の第6号、第7号、第8号、大9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 第13、16、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (以下「番号法別表第二命令」という。)第10条の3、第12条、第59条の2 <情報提供の根拠> 情報提供なし	事後	
令和7年11月26日	I－5－①部署	健康福祉部 子育て支援課	こども健康部 子育て支援課	事後	
令和7年11月26日	I－8連絡先	田原市役所 健康福祉部 子育て支援課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30 番地1 電話 0531-23-3513	田原市役所 こども健康部 子育て支援課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30 番地1 電話 0531-23-3513	事後	
令和7年11月26日	II－1. 対象人数	令和3年3月22日時点	令和7年9月11日時点	事後	
令和7年11月26日	II－2. 取扱者数	令和3年3月22日時点	令和7年9月11日時点	事後	
令和7年11月26日	II－8. 人出を介在させる作業	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和7年11月26日	II－11. 最も優先度が高い、と考えられる対策	項目なし	対策を追加	事後	評価書の様式変更による